

# 岩見沢市農業委員会委員(農業委員)を募集します

農業委員会は、『農地等の利用の最適化の推進』を主たる業務としつつ、農業全般に関する重要な事項について、法律等に基づき様々な仕事を行う行政機関です。

「農業委員会等に関する法律」等の関係法令に基づき、農業委員会委員（以下「農業委員」といいます。）を次のとおり募集します。

## 1 募集内容

（1）募集人数

33人

- ① 農業委員のうち認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が過半数を占めること
- ② 農業委員会所掌事務に關し利害關係を有しない者（中立委員）を1人以上含むこと

（2）任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

## 2 農業委員の主な業務

農地法等の権限事務について、審査及び決定を行います。

- ① 農業委員会総会（毎月1回開催）に出席し、案件の内容審査及び決定
- ② 担い手への農地利用の集積・集約化の調整（農地等のあっせん業務）
- ③ 担当する地区内の農地の利用状況、農地法等の申請内容についての調査
- ④ 農地パトロールによる耕作放棄地の発生防止・解消

## 3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

岩見沢市に住所を有する事を基本とし、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関する職務を適切に行うことができる任命日（令和8年7月20日）において満18歳以上満70歳以下の者。

ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③岩見沢市職員
- ④他の公職に就いており、関係法令等により兼職が禁止されている者

## 4 推薦及び応募に係る手続き

所定の推薦書又は応募申込書に必要事項を記入のうえ、推薦を受ける者又は応募者の住民票抄本（全部記載・発行後3箇月以内のもの）を添えて、持参又は郵送により提出してください。

また、提出された推薦を受ける者又は応募者の住民票は、農業委員の募集に係る確認資料としてのみ使用することとし、推薦及び応募に係る書類等は返却しませんので、予めご了承ください。

なお、提出された書類の記載内容等の確認のため、必要に応じて関係機関等に調査する場合があります。

### （1）推薦書及び応募申込書の様式

#### ①個人による推薦

- ・農業者等3名が連名し、代表者が【様式第1号】により推薦します。

#### ②農業関係団体、町会等自治組織等からの推薦

- ・当該団体等の代表者が【様式第2号】により推薦します。

#### ③一般応募

- ・応募者本人が【様式第3号】により応募します。

★推薦書及び応募申込書の様式は、岩見沢市ホームページからダウンロードできるほか、農業委員会事務局（本庁）・北村産業振興課（北村支所内）・栗沢産業振興課（栗沢支所内）の窓口にも備え付けています。

### （2）受付期間

**令和8年2月2日（月）から 3月10日（火）まで【必着】**

※推薦書及び応募申込書を持参される場合は、平日の午前9時から午後5時30分までに提出してください。なお、郵送による申込みの場合は、3月10日以前の消印のあるものが有効となります。

## 5 選任方法

推薦及び応募に係る書類等に基づき、岩見沢市農業委員候補者評価委員会において評価を行った上で、市長が候補者を選任し、市議会の同意を得て、農業委員に任命します。

なお、選任結果は、推薦者（代表者）並びに推薦を受けた者及び応募者の全員に文書で通知します。

## 6 情報の公表

受付期間の中間及び終了後に、岩見沢市ホームページ等に以下の内容を公表します。

- ①推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者の数
- ②応募した者の数及びそのうちの認定農業者の数
- ③推薦者の氏名、職業、年齢及び性別
- ④推薦者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- ⑤推薦を受ける者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ⑥推薦を受ける者又は応募者が認定農業者であるか否かの別
- ⑦推薦又は応募の理由

## 7 推薦書及び応募申込書の提出先・問合せ先

〒068-8686

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市農業委員会事務局

電話 代表 0126-23-4111（内線2611）

直通 0126-35-4778